

# 契約責任の時間的延長に関する一考察 -契約余後効論を素材にして-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 蓮田, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/19532">http://hdl.handle.net/10291/19532</a>

2017年12月14日

「博士学位請求論文」審査報告書

法学部 専任教授

審査委員（主査） 長坂 純 ㊞

法学部 専任教授

（副査） 川地 宏行 ㊞

法学部 専任教授

（副査） 林 幸司 ㊞

1 論文提出者

蓮田 哲也

2 論文題名

（邦文題）「契約責任の時間的延長に関する一考察—契約余後効論を素材にして—」

（英文訳）（The Extension of time for contractual liability under the Japanese Civil Code – Focusing on the theory of culpa post pactum）

3 論文の構成

序 章 はじめに

I 問題の所在

II 本研究の対象と意義

III 本稿の構成

第一章 日本における契約余後効論の展開

I はじめに

II 学説の理論展開

III 裁判例の傾向分析

IV 小 括

第二章 ドイツにおける契約余後効論の展開

I はじめに

II 裁判例の傾向分析

III 学説の理論展開

#### IV 小 括—ドイツにおける契約余後効論—

### 第三章 契約余後効論の理論的基礎

#### I 序論

#### II 主たる給付義務の履行後における債務関係

#### III 契約余後効における被違反義務の性質

#### IV 義務違反の効果および責任性質

#### V 契約余後効論の理論的基礎

### 第四章 契約余後効理論の検証

#### I はじめに

#### II 裁判例の分析

#### III 小 括

### 終 章 むすびに

## 4 論文の概要

序章において、本研究の問題意識と目的を提示する。すなわち、実際の取引においては、契約関係が「終了」したと考えられる場面においても、なお契約責任あるいはそれに準じた責任が問題とされる場合が認められる。売買契約履行後の目的物に対するメンテナンスや雇用契約解消後の被用者による守秘義務・競合避止義務、医療契約終了後の診療録の閲覧請求など、多種多様な場面が問題とされる。ここでは、当該契約の主たる構成要素である給付義務が履行された後の責任問題であり、伝統的な理解に基づく契約責任法理（契約責任は債務履行過程における障害を規律対象とするとの理解）が妥当する場面ではない。しかし、単なる不法行為規範による処理に限定されるべきではなく、一定の履行請求や損害賠償請求等の契約責任規範による処理が適当であると考えられる場合には、その責任構成が明らかにされる必要がある。これまで、いわゆる「契約終了後の過失責任」、「契約余後効の問題」と称され、「契約責任の拡大」領域の一場面（「契約責任の時間的拡大」場面）として論じられ、その問題性については学説において一応承認されてはいるものの、未だその帰責構造の解明には至っていない。

以上のような問題意図から、本研究においては、契約終了後の債務関係の構造把握（すなわち、契約債務関係の継続ないし変容か、あるいは新たな債務関係の成立とみるべきか）、そのような債務関係における帰責根拠（被違反義務の確定規準）、さらに義務違反の責任内容と責任性質（契約責任規範との関係）を主たる論点に検討される。以下にみるように、第1に、本テーマに関するわが国での問題状況を明確にするために、学説理論の展開と裁判例の傾向分析から責任構造の解明へ向け留意されるべき観点が提示される。第2に、わが国に理論的示唆を与えてきたドイツ法における理論展開が詳細に分析・検討される。第3に、以上の検討を踏まえて、上記の各論点に関する私見を展開し、さらに、裁判例を素材にして私見の検証がなされる。

第1章では、わが国における学説理論の展開に関して時系列的に分析・検討を加え、次いで、これまでの裁判例の傾向分析をとおして、契約余後効論における問題点を鮮明にする。学説理論に関しては、3つの時代区分（契約余後効論の萌芽期、定着期、深化期）に分けたうえで、各論者が問題とする、場面設定、契約余後効論の意義、主たる給付義務履行後の債務関係の理解、そこでの被違反義務の性質、義務違反の効果と責任性質という諸観点から検討を加える。そして、今日の学説の多くは、債務履行過程と給付義務履行後の債務関係を統一的に捉え、帰責根拠たる被違反義務も契約義務と同視する傾向にあるが、具体的な事案解決に向けて、このような理解を疑問視する。次いで、裁判例の傾向分析においては、問題とされる給付実態、被違反義務、義務の存立基盤としての債務関係の理解、責任効果（損害賠償の他、履行請求・契約解除の可否）に焦点を当てて詳細に分析する。以上から、契約債務関係と給付義務履行後の債務関係の異同（単層か複線的かという構造把握の妥当性）、契約余後効における被違反義務の特質、義務違反の効果と責任性質の決定、といった問題点が浮上するとみる。

第2章では、ドイツ法における契約余後効論の展開について分析・検討を加える。余後効論は、裁判例の展開を前提に理論的深化が図られてきており、裁判例の傾向分析から出発して、それに対応した学説の理論展開を詳細に検討する。まず、裁判例からは、履行請求権を付与される義務と損害賠償請求権にとどまる義務が析出できること、給付義務履行後の債務関係は契約債務関係との連動において構造把握されること、被違反義務の存立時期が多様であること、義務違反による被侵害利益も多様であるという傾向が確認される。そして、学説の理論動向としては、積極的債権侵害論の展開過程で理論的深化が図られた義務（債務）構造論の展開を踏まえて、債務関係の構造把握に基づいた検討が加えられている。以上からは、ドイツ法においては、法定債務関係（法定保護義務関係）と契約債務関係をめぐる理論展開が顕著であること、帰責根拠としての被違反義務として完全性利益保護義務に求める見解が有力であること、債務関係の理解が義務違反の効果および責任性質の決定にも関わることが明らかにされる。

第3章では、これまでの日本およびドイツにおける理論展開の分析・検討踏まえ、契約終了後の責任構造の解明へ向けた理論的基礎を提示する。（主たる）給付義務の履行後の債務関係構造を3つに類型化したうえで、各場面における被違反義務の性質、義務違反の効果、責任性質が検討されている。第1は、債務履行過程における契約債務関係が継続する場合（例、売買目的物を引渡す際に相手方の財産を損傷させない、目的物の用法説明や保管など）であり、ここでは給付結果の実現に関わる付随義務や完全性利益保護義務が存続し、損害賠償の他、履行請求や契約解除に至る場合も考えられ、契約責任としての性質が認められる。第2は、履行過程の債務関係が変容する場合（例、売買目的物に関わる景観保護やメンテナンス）であり、契約債務関係において設定された給付利益・給付結果の保持へ向けられる場面であり、そこでの付随義務・保護義務違反については原則として契約解除は認められないが、契約当事者間での義務履行として契約責任が妥当する。第3は、

契約債務関係に連動しつつも、新たな債務関係が認められる場合（例、労働者の競業禁止義務・守秘義務、新たな合意に基づくメンテナンス・修理・部品確保など）であり、ここでの付随義務・保護義務違反については損害賠償・履行請求の他、新たな契約の解除も問題とされ、契約責任としての性質が鮮明にされるとする。いずれの場面においても、当事者間の合意（意思）に基づく給付関係（狭義の契約債務関係）と信義則を媒介にして存立する保護関係（法定債務関係）が、そのまま維持されるのか、または変容した形で継続するか、あるいは別個の法律関係が存立されるとみるのか、という債務関係の構造把握に基づく理解を表明する。

第4章では、前章で提示された理論的基礎（契約余後効理論）を、本研究で挙げられた裁判例を通して検証する。そのうえで、私見の妥当性と今後の課題を明らかにする。

終章では、本研究を総括するとともに、改正民法を踏まえた今後の展望に言及する。

## 5 論文の特質

本学位請求論文の主要な特質は、以下の通りである。

第1は、これまで詳細に論じられることの少なかった「契約終了後の責任（契約責任の時間的拡張）」を取り上げ、わが国への理論的示唆を与えるドイツ法との詳細な比較法的検討を踏まえた本格的研究であるという点に特質が認められる。これまでの契約責任論においては、契約余後効ないし契約終了後の過失責任に関し、学説上その問題性については一応の承認はみられるものの、そこでの成果の多くはドイツ法理論の紹介に留まっていた。また、同じく契約責任の時間的拡張領域とされる、いわゆる「契約締結上の過失責任」に関する研究が盛んであったといえる。そのような状況において、本論文は、契約終了後の責任構造の解明へ向け、契約終了後の債務関係の構造把握、帰責根拠としての被違反義務の性質、義務違反に対する効果と責任性質という観点から詳細な考察がなされている、という点に特質が認められる。

第2は、これまでの契約責任の理論展開の中で本研究テーマを位置づけ、理論的構築を目指した点に特徴が認められる。いわゆる「契約責任の拡大とその再構築」という課題は、契約責任の質的拡大、人的拡大、時間的拡大を前提に議論されてきたが、その研究の多くは、それぞれの拡大領域の中で完結的な考察が加えられるものが顕著であった。そのような中、本論文は、契約責任の時間的拡大領域である「契約終了後の責任」問題を、債務関係論、契約義務（債務）構造論といった質的拡大領域における成果も踏まえて体系的に位置づけ、責任構造の構築を目指している。この点で、契約責任の再構成へ向けた方向性を提示する研究として特徴づけることができる。

第3は、本論文は、契約責任をめぐる今後の理論的深化に貢献しうること、また、個別具体的な問題解決へ向けた方向性を提示しうる点に特徴がある。上述したように、本論文は、これまでの契約責任論の成果を踏まえた広い分析視角に立脚する研究であり、今後の契約規範をめぐる理論的深化に貢献するものである。今後、隣接領域を研究するに際し、

格好の理論的素材を提供する成果であるといえる。また、本論文は、多種多様な取引社会において今後増加すると予想される契約終了後の責任に関する紛争事例に対して、具体的な解決方向性を提示したことに特徴が認められる。

## 6 論文の評価

本論文は、契約終了後の責任構造を考察対象とするものであるが、わが国における議論状況から析出される論点を明確にしたうえで、ドイツ法における裁判例・学説の理論展開の詳細な検討をとおして、これまで十分に解明されてこなかった諸論点について一定の解釈論的帰結を提示するものとなっている。具体的には、契約債務関係と連動させた契約終了後の債務関係の構造把握、債務関係において存立する義務の構造と性質、義務違反の効果と責任性質を焦点にして契約終了後の責任構造を丹念に考察し、一定の方向性を理論的に明確化した点は高く評価できる。

また、これらの問題について探究するに際しては、民法の基礎理論に関する深い洞察力、研究手法に関する適切な判断、理論的素材に対する分析力などが必要不可欠であるが、学位請求者は、民法研究者として要求されるこれらの能力についても高い水準に達しており、本論文において独自の見解を構築し、説得的な理論も認められるといえる。

もともと、結論に至る諸概念の定立や外国法の理論動向を踏まえたわが国における解釈論の具体的な提示については、さらなる探究が必要であると思われるが、それが本論文の価値を損ねるものでは決してない。これまで本格的に論究されることのなかった「契約終了後の責任構造（契約責任の時間的拡張）」に関する本論文の成果は、今後関連領域の研究に際しても格好の理論的素材を提供するものとして評価できる。また、契約締結過程および債務履行過程を中心にして展開されてきたこれまでの契約責任論に対しても、新たな方向性を提示するという点でも評価できる。学位請求者の民法研究者としての力量は、本論文の中に十分に示されており、今後取り組むべき課題についても引き続き検討がなされ、優れた成果を挙げることが期待できる。

以上を総合的に判断すれば、本論文は、博士（法学）の学位を授与するにふさわしい論文であると評価できる。

## 7 論文の判定

本学位請求論文は、法学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以上

